第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十三第十五項第二号」を「第二十五条の十三第十七項第二号」に改め、「非課税口座廃止届出書」の下に「継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する」を加え、「、非課税口座移管依頼書及び出国届出書」を「及び非課税口座移管依頼書」に改め、同項第三号中「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十五条の十三の二第四項」を「第二十五条の十三の二第六項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三第十五項第二号」を「第二十五条の十三第十七項第二号」に改め、「非課税口座廃止届出書」の下に「、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書」を「申請書」の下に「施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する」を加え、「、出国届出書」を削り、同条第四項中「及び法第三十七条の十四第六項各号の申請書」を「、法第三十七条の十四第六項各号の申請書、継続適用届出書、出国届出書及び帰国届出書」に、「第二十五条の十三の二第三項」を「第二十五条の十三の二第五項」に改める。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第一号中「住所」の下に「(その者に係る法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出があつた日からその者に係る同条第二十九項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にこの非課税口座年間取引報告書を作成する場合には、その者の出国の日の前日の住所)」を加え、同項第二号イ中「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項第四号中「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同項第八号イ中「(施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する提出をいう。第十八条の十五の十一第二項第十号イにおいて同じ。)」を削り、同号に次のように加える。

二　継続適用届出書　その提出年月日並びに当該継続適用届出書の提出をした者に係る出国予定年月日及び帰国予定年月日

ホ　帰国届出書　その提出年月日及び当該帰国届出書の提出をした者に係る帰国年月日

第十八条の十五の九第二項第九号中「施行令第二十五条の十三の四第二項」を「法第三十七条の十四第三十一項」に改め、「出国届出書」の下に「又は継続適用届出書」を加える。

第十八条の十五の十第二項第一号中「この条」の下に「及び次条」を加え、「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第三項第一号中「以下この項」を「次号」に、「次号」を「同号」に改め、同条第四項第一号中「の書類」を「に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第五項中「の」と」を「」と」に改め、同条第九項第四号中「(施行令第二十五条の十三の四第一項に規定する出国をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。)」及び「(施行令第二十五条の十三の八第十二項第四号に規定する帰国をいう。次項第三号において同じ。)」を削り、同条第十四項第一号中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第十九項中「及び第三十五項から第三十八項まで」を「、第三十五項及び第三十九項から第四十一項まで」に、「第一項第四号」を「第三項」に、「並びに第十八条の十五の六から第十八条の十五の八まで」を「、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八」に、「第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十八項、第三十項及び第三十四項」を「第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十六項」に、「から第二十五条の十三の六まで」を「第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、「、出国届出書」とあるのは「未成年者出国届出書」と」を削り、同項の表第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項の項中「第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項」を「第十八条の十五の三第三十九項及び第四十項」に、「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同表第十八条の十五の三第三十八項の項中「第十八条の十五の三第三十八項」を「第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」に改め、同表第十八条の十五の四第一項の項中「、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第八号」に、「個人番号(氏名若しくは住所の変更をした者又は勘定の変更若しくは平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)」を「この条(第三項を除く。)、第十八条の十五の九第二項第八号及び第十八条の十五の十一第二項第十号イ」に、「個人番号(氏名又は住所の変更をした者にあつては、氏名、生年月日及び住所)」を「この条」に改め、同表第十八条の十五の四第三項の項中「第十八条の十五の四第三項」を「第十八条の十五の四第四項」に改め、同表第十八条の十五の四第四項の項中「第十八条の十五の四第四項」を「第十八条の十五の四第五項」に改め、同表第十八条の十五の六の項を削り、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号」に改め、「非課税口座廃止届出書」の下に「、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書」を加え、「第二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号」に改め、「同項第四号の届出書」の下に「、第十八条の十五の十第二十四項に規定する未成年者出国届出書」を加え、

| | |
|---|---|
| 第二十五条の十三の二第一項後段又は書類、確認書若しくは通知書 | 確認書 |

を

| | |
|---|---|
| 第二項前段 | 第二十五条の十三の二第一項後段 |
| 確認書、通知書若しくは書面 | |

に、「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十三項」に、「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に、「二十歳」を「十八歳」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第二十五条の十三第十五項第二号」を「第二十五条の十三第十七項第二号」に改め、「非課税口座廃止届出書」の下に「、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書」を加え、「第二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第十項に規定する書面、同条第十二項第二号」に改め、「同項第四号の届出書」の下に「、第十八条の十五の十第二十四項に規定する未成年者出国届出書」を加え、

| | |
|---|---|
| 第二十五条の十三の二第一項後段又は書類、確認書若しくは通知書 | 確認書 |

を

| | |
|---|---|
| 第三十七条の十四第六項各号 | 第三十七条の十四の二第十二項 |

に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「及び法第三十七条の十四第六項各号の申請書、継続適用届出書、出国届出書及び帰国届出書」に改め、「第三十七条の十四の二第十二項」の下に「の申請書」を加え、同条第二十三項中「第二十五条の十三の八第二十九項」を「第二十五条の十三の八第二十八項」に、「施行令第二十五条の十三の八第二十七項」を「法第三十七条の十四の二第二十九項」に改め、同条に次の一項を加える。

24　施行令第二十五条の十三の八第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第二十六項の届出書(以下この項及び次条第二項第十一号において「未成年者出国届出書」という。)の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二　未成年者出国届出書の提出をする者が開設している未成年者口座の記号又は番号

三　出国をする予定年月日及び出国後の国外における連絡先

四　未成年者出国届出書の提出をする者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

五　未成年者出国届出書の提出をする者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

六　その他参考となるべき事項